

議案第129号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷区民会館について、ラウンジに係る規定を追加するとともに、利用料金制度を導入する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。

第9条第2項第2号中「ホール」の次に「及びラウンジ」を加える。

別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。

別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部に次のように加える。

ラウンジ	8,770円	10,540円	13,220円	15,820円	22,020円	26,380円	35,240円	42,210円
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 世田谷区立区民会館条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館及び」を削る。

第20条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館」に、「世田谷区立世田谷区民会館別館等」を「世田谷区立世田谷区民会館等」に改め、同条第2項中「世田谷区立世田谷区民会館別館等」を「世田谷区立世田谷区民会館等」に改め、同条第4項中「世田谷区立玉川区民会館」を「世田谷区立世田谷区民会館のラウンジ、世田谷区立玉川区民会館」に改める。

別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部を削る。

別表第4の2 世田谷区立世田谷区民会館別館の部の前に次のように加える。

世田谷区立 世田谷区民 会館	ホール	74,800円	89,690円	112,400円	134,730円	187,210円	224,610円			299,610円	359,340円		
	集会室A	9,190円	11,020円	13,830円	16,550円	23,030円	27,600円			36,860円	44,150円		
	集会室B	5,420円	6,510円	8,170円	9,770円	13,600円	16,300円			21,770円	26,070円		
	練習室A	4,350円	5,220円	6,550円	7,830円	10,900円	13,060円			17,450円	20,890円		
	練習室B	2,550円	3,070円	3,840円	4,610円	6,410円	7,680円			10,250円	12,290円		
	ラウンジ	8,770円	10,540円	13,220円	15,820円	22,020円	26,380円			35,240円	42,210円		

## 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定 令和8年4月1日
  - (3) 第2条の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和9年4月1日
- 2 世田谷区立世田谷区民会館のラウンジの公用開始の日は、令和9年4月1日とする。
- 3 令和9年4月1日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用の承認（同日以後の使用に係るものに限る。）は、指定管理者（同条例第6条に規定する指定管理者をいう。）が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。
- 4 第2条の規定による改正前の第12条第1項及び世田谷区立区民会館条例第12条第2項の規定により徴収された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る使用料（令和9年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第2条の規定による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。